

平成28年度第2回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録（概要）

日 時 平成28年10月31日（月） 午後2時から午後2時45分まで

会 場 総合福祉保健センター4階 会議室

出席者 黒岩史郎会長、高橋貴子副会長、山根清孝委員、堀内美穂子委員、市川正人委員、山澤光史委員、木藤直美委員、村田セツ子委員、加藤美智子委員、飯高優子委員、西出信夫委員、鈴木君江委員、上谷豪委員、早坂ひとみ委員、高橋徹委員（鎌ケ谷市社会福祉課長）、本間恵委員（鎌ケ谷市健康増進課主幹）

欠席者 江間由紀夫委員、渡辺浩隆委員、井手勝則委員、山本幸子委員

事務局 （障がい福祉課） 斉藤実障がい福祉課長、藤嶋晶子課長補佐、櫻井誠支援係長、中村浩主任主事、（もくせい園）米良康史施設長

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 なし

配付資料 ・ 式次第

- ・ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等整備事業に関する検討チーム委員名簿
- ・ 鎌ケ谷市における基幹型相談支援センターのあり方について（報告書）
- ・ 地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業
- ・ 地域協議会各市状況まとめ
- ・ 障害者差別解消法～みんなが認め合って支え合う、優しいまち鎌ケ谷！！～
- ・ 障がい者差別解消に関するクイズ

## 1 開会

## 2 委嘱状交付

前回欠席された、堀内美穂子委員、上谷豪委員に委嘱状の交付を行った。

## 3 議題

### (1) 基幹相談支援センターについて

- これまでの経過（事務局より）

平成25年度に鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」）の権利擁護部会から、基幹相談支援センターの必要性についての提言を受け、4つの専門部会から選出された部会員による「基幹型相談支援センタープロジェクトチーム」を立ち上げ、必要性について検討を行った。その結果、「鎌ケ谷市においても基幹相談支援センターは必要である」という結論に至り、平成27年度に報告書を取りまとめ、協議会に報告するとともに、協議会会長名で鎌ケ谷市にも同報告書を提出した。

- 直近の状況（事務局より）

協議会から報告書の提出を受けて、市でも内部で検討を行い、基幹相談支援センターの設置を鎌ケ谷市後期基本計画第4次実施計画（以下「第4次実施計画」）における平成29年度からの実施事業として位置付けた。これに伴い、基幹相談支援センターの機能や運営などの詳細について、さらなる検討を行うために、プロジェクトチームを再編成した「基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等整備事業に関する検討チーム」（以下「検討チーム」）を立ち上げ、平成29年の年明け頃を目途に、現在詳細の検討に入っている。

会 長 3年越しで議論してきた基幹相談支援センターが平成29年度から正式にスタートすることになる。事務局からの説明でもあったように、具体的な機能や運営方法などについては、新しいメンバーを加えた検討チームと事務局で詰めていくということか。賛成の方は挙手を願いたい。

（全員挙手）

会 長 全員挙手により、この件は検討チームと事務局に一任とする。

### (2) 地域生活支援拠点等整備事業について

- 地域生活支援拠点等整備事業（以下「支援拠点」）の内容と趣旨（事務局より）

前回の協議会でも説明したが、支援拠点は平成18年に、厚生労働省より発出された指針にうたわれているもので、平成29年度末までに各市町村又は障害福祉圏域に少なくとも1つを整備することとされている。その機能としては、①「相談」、②「体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）」、③「緊急時の受け入れ・対応力向上」、④「専門性（人材の確保・養成、連携等）」、⑤「地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置）」の5つとされ、整備の方法としては、この機能を集約して整備していく多機能拠点整備型と、地域における複数の機関がこの機能を分担して整備する面的機能整備型が示されている。国がこの指針を出した背景には、障がい福祉を支えるさまざま

まな資源の整備が個々には進んでいるものの、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的、効果的な地域生活支援体制になっていないという現状から、今ある地域資源を見直し、緊急時に即座に対応できる支援体制を構築しようという考えによるものである。

- 直近の状況（事務局より）

支援拠点についても、後期基本計画第4次実施計画への反映を目指して調整をしてきたが、今回計画に盛り込むことはできなかった。しかし、この事業は厚生労働省の指針により平成29年度末までに整備することとされていることや、機能の内容をみると基幹相談支援センターの機能と重複するところがあることなどから、先にあげた「基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等整備事業に関する検討チーム」において、地域生活支援拠点事業と基幹相談支援センターとを並行して検討していくこととした。

会 長 今回実施計画へ反映させることができなかったということだが、支援拠点の整備は平成29年度末までとなっているようだが、そのあたりの整合性に問題はないのか。

事務局 基幹相談支援センターの機能と、地域生活支援拠点の機能は重複するものと考えられるので、まずは基幹相談支援センターを立ち上げ、そこを中心に、今ある資源と連携をとることで、支援拠点を整備していきたいと考えている。

(3) 障害者差別解消法（障害者差別解消支援地域協議会）

障害者差別解消法が平成28年4月から施行されているが、「障害者差別解消支援地域協議会」（以下「地域協議会」）は、障害者差別解消法第17条に「組織することができる」と規定されているもので、千葉県が設置した障害者差別支援地域協議会設置運営要綱では、地域協議会の役割として、①「障害者差別に関わる相談等に係る協議、但し地域協議会では個別の事案ごとの差別か否かの判断は行わない」、②「地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に掲げる協議」としているが、その役割は必ずしも明確とはいえず、各自治体で設置が進んでいるとは言えない状況にある。

ただ、千葉県からは、定期的に地域協議会の設置状況に関する調査がきていることから、鎌ケ谷市では、今年度中に地域協議会を設置したいと考えている。地域協議会のメンバーについては、既存の権利擁護部会を中心に構成することを考えているが、部会の機能とは切り離して別のものとして、司法書士などの法律の専門家を加える方向で検討している。

会 長 鎌ケ谷市で障がい者差別に関わる相談の事例は出てきているのか。

事務局 鎌ケ谷市では、現在相談件数は0件であるが、これは鎌ケ谷市に問題がないという訳ではなく、相談窓口の周知不足により顕在化していないという面もあると思われるので、今後も周知活動を行っていききたいと考えている。

会 長 近隣市においても、地域協議会の設置に協議会やその下部組織を利用しているところが多いようなので、鎌ケ谷市も協議会の専門部会である権利擁護部会を中心に地域協議会を組織していくということでしょうか。

事務局 補足させていただくと、専門部会という位置付けではなく、権利擁護部会のメンバーを中心としながらも、あくまで協議会から独立した組織として立ち上げた方が、地域協議会の取り扱う問題の性質上活動しやすいと考えている。

会 長 地域協議会について、このような形で調整を行ってよいか。賛成の方は挙手願いたい。  
(全員挙手)

会 長 全員挙手により、この件についてはこの方向で引き続き調整願いたい。

#### 4 その他

➤ 障害者差別解消法の啓発活動の状況について（事務局より）

- 平成28年10月8日に実施された「鎌ヶ谷市民まつり」において、ブースを借りて啓発活動をおこなった。啓発活動の内容は、「障がい者差別解消に関するクイズ」と題して3問のクイズを出題し、参加者に障がい者施設から購入した記念品を配付するというもので、午前9時30分から午後4時まで活動し、クイズは300枚、記念品は購入した250個全てを配付した。
- 平成28年11月25日の自治会回覧において周知リーフレットを自治会加入の全世帯に配付する予定になっている。
- 平成29年1月8日に実施予定の成人式において、新成人に配付する資料に周知リーフレットを加えるように依頼をしている。

#### 5 閉会

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年12月13日

氏名 山根 清孝

氏名 飯高 優子